

## 令和2年度 学校経営計画及び学校評価

### 1 めざす学校像

<p>一人ひとりの生命と個性を尊重し、障がいの状況と心身の発達に応じたきめ細やかな教育を行い、豊かな人間性を育み、自立と社会参加を支援する学校</p> <p>児童生徒の持てる可能性を最大限に発揮し、自己肯定感を高める学校</p> <p>児童生徒の個々のニーズを把握し、自立と社会参加に向けた教育及びキャリア教育を推進する学校</p> <p>人権を尊重し、児童生徒保護者が安心して学習活動を送ることができる学校</p> <p>共生社会の形成に向け、地域の特別支援教育のセンター的機能を担う学校</p>
---

### 2 中期的目標

<p>1. 児童生徒が生き生きと主体的に学べる授業づくりのために授業力・専門性の向上をめざす。</p> <p>(1) 新学習指導要領に基づき教育課程を改善するとともに計画的に授業を実施し、評価を行うことで授業改善と教育課程の見直しを行う。</p> <p>(2) 専門性向上に向けた研修を実施し、参加の促進を図る。教員による学校教育自己診断「専門性の向上のための研修を推進する」の肯定的回答 93%をめざす。(前年度 91%)</p> <p>(3) 児童生徒の主体的に学ぶ力の育成に向けて、ICT 機器の積極的な活用を促進する。教員による学校教育自己診断「ICT を使った授業を行っている」の肯定的回答 85%をめざす。(前年度 81%)</p> <p>(4) 合理的配慮の観点の踏まえた指導・支援のさらなる充実に向け、授業の改善を図るとともに学びやすい教育環境の整備に努める。</p> <p>2. 障がいのある児童生徒一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた指導の充実に図る。</p> <p>(1) 地域小・中学校や居住地との交流及び共同学習に取り組み、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が尊重しあえる共生社会の実現をめざす。</p> <p>(2) 訪問学級児童生徒の在籍者の社会参加を促進し、スクーリングについて充実に図る。</p> <p>(3) 児童生徒の発達に応じたキャリア教育の充実に図る。保護者による学校教育自己診断「適した進路指導を行っている」の肯定的回答 83%をめざす。(前年度 79%)</p> <p>(4) 自立活動の効果的な指導法を開発し、さらなる自立支援をめざす。主体的な活動を育むためユニバーサルフレーム（スパイダー）を用いた自立活動を取り入れる。各学部で5名ずつ実施する体制を整える。</p> <p>3. 安全安心な教育環境を確立させ、児童生徒一人ひとりの人権を尊重した教育を推進する。</p> <p>(1) 医療的ケアの必要な児童生徒学校生活を保障するために保護者、主治医等と連携した医療的ケアの実施を行い、事故0をめざす。</p> <p>(2) 防災計画を見直し、想定外の大規模災害時において命を守る環境づくりを行い、保護者との連絡方法を確立する。</p> <p>(3) いじめ防止に向けた体制づくりと体罰等の撲滅と食の安全を確立する。</p> <p>(4) 教職員の危機管理意識を高め、個人情報を守り適正に管理を行う体制を確立する。</p> <p>(5) 教職員がいきいきと働くことができるよう働き方改革を推進し、長時間労働勤務の縮減に取り組む。</p> <p>4. 地域校園のニーズに応え、情報発信や支援・助言を行い、地域から信頼される特別支援教育のセンター的機能を発揮する。</p> <p>(1) 地域から信頼される特別支援教育のセンター的役割を担う。</p>
---

### 【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析 [令和 年 月実施分]	学校運営協議会からの意見

### 3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標	自己評価
1 上 ・生き生き学べる授業作りのための、授業力・専門性の向	(1) 学習指導要領に基づく教育課程の改善及びシラバスの活用・評価	(1) ア.新学習指導要領に基づき効果的な教育課程の改善を行う。  イ.シラバスに沿った授業を行い、改善点を見出す。(小・中学部) シラバスを作成する(高等部)	(1) ア.新教育課程に基づいた年間指導計画を作成する。(自己診断において保護者の「授業は楽しいと言っている」に対して前年度以上の肯定的回答(昨年度 69%)をめざす。 イ.年度末までに各学部で協議を行い、シラバスの改善ができたか検証する。(小・中学部) シラバスの検討委員会を各学期に1回以上実施し、授業の年間計画に基づいたシラバスを作成する。(高等部)	

府立東住吉支援学校（肢体不自由教育部門）

<p>1 ・生き生き学べる授業作りのための、授業力・専門性の向上</p>	<p>(2) 計画的な校内研修の実施</p> <p>(3) ICT 機器の効果的な活用</p> <p>(4) 「合理的配慮」の観点を踏まえた指導・支援に向けた授業改善</p>	<p>(2) ア .福祉医療関係人材活用事業等を利用して支援教育に関する専門性の向上をめざす。 イ . 校内で実践事例報告会を実施する。</p> <p>(3) ア .学習指導やコミュニケーションの手段として ICT 機器を授業等に積極的に活用し学習効果の向上を図る。 イ .視線入力装置を活用した実践研究を行う。</p> <p>(4) ア .教科・グループごとに個別の指導計画を立案し、個に応じた指導の充実を図る。 イ .児童生徒の本に親しむ機会を増やすため、図書館の活用を図る。ボランティアにより絵本の読み聞かせを実施する。</p>	<p>(2) ア .外部専門人材を活用した研修等を実施する。(2回以上) イ . 年度末の全校で実施し、情報を共有するとともに専門性の向上をめざす。教員による自己診断「専門性の向上のための研修を推進する」の肯定的回答 92%をめざす。(前年度 91%)</p> <p>(3) ア .ICT 機器の活用事例を HP 上で 10 例以上公開する。 イ . 校内で操作ができる教員を学部ごと 1 名以上育成し、校内体制を整備する。</p> <p>(4) ア .保護者と合意形成を図った内容を個別の指導計画に明記し、自己診断において保護者のニーズを踏まえた教育実践の質問に対して前年度並みの肯定的回答(昨年度 100%)をめざす。 イ . ボランティアにより絵本の読み聞かせを前年以上実施し、読書活動に親しむ。(昨年度 4 回実施)</p>	
<p>2 ・自立や社会参加に向けた指導の充実</p>	<p>(1) 居住地校を含む交流及び共同学習の実施</p> <p>(2) 訪問学級児童生徒のスクーリングの実施</p> <p>(3) キャリア教育の充実</p> <p>(4) 自立活動の手法の開発</p>	<p>(1) ア .居住地校交流にあたっては児童生徒に必要な合理的配慮の観点から踏まえ実施計画等を十分話し合い立案する。</p> <p>(2) ア .訪問児童生徒のスクーリングを計画的に実施する。施設、保護者と十分な話し合いのもと実施する。</p> <p>(3) ア .部門、各学部の発達段階に応じたキャリア教育を進め、進路指導や職業教育の充実に努める。 イ .現場実習参加者による報告会を学期末に実施し、自己理解を深めるとともに、進路への関心を高めさせる。</p> <p>(4) ア .主体的な活動を育むため、ユニバーサルフレーム(スパイダー)を用いた自立活動を取り入れる。</p>	<p>(1) ア .希望調査を行い、居住地校交流を希望する児童生徒の満足度調査を実施し、80%以上の肯定的回答をめざす。</p> <p>(2) ア .訪問児童生徒の満足度調査を実施し、80%以上の肯定的回答をめざす。</p> <p>(3) ア .保護者による自己診断において進路指導の質問に対して昨年度以上の回答をめざす(H29 81% H30 87% R1 79%) イ . 夏季休業中の「1 日体験実習」参加を前年度以上にする。(H29 11 ケース H30 12 ケース R1 8 ケース)</p> <p>(4) ア .スパイダーによる自立活動を各学部 2 名以上で実施し、その指導方法や活用の成果を検証する。</p>	

府立東住吉支援学校（肢体不自由教育部門）

<p>3 ・児童生徒の人権を尊重した、安心安全な教育環境の充実</p>	<p>(1) 関係教職員が連携した安全な医療的ケアの実施</p> <p>(2) 大規模災害時における命を守る体制の確立</p>	<p>(1) ア.医療的ケアが必要な児童生徒の安全や学習保障の観点から保護者等の連携を密にし、定期的な職員研修を行う。 イ.医療的ケア保護者懇談会を実施する。 ウ.アクシデント及びヒヤリハットの記入を行う。</p> <p>(2) ア.消防署の協力のもと、火災、地震、津波等に応じた避難訓練を実施し、災害時の避難方法について意識を高める。警察と連携し防犯・交通安全の研修を行う。 イ.備蓄食料の不足分を確保し、食料以外の必要物品を検討する。 ウ.被災時における保護者との連絡方法を確立する。</p>	<p>(1) ア.保護者、看護師、担当教員と情報を共有しながら安全に医療的ケアを実施し、事故0をめざす。 イ.医療的ケア懇談会を1回以上実施し、保護者同士の連携と情報共有を図る。 ウ.毎月の部門会で情報を共有し、教職員の連携を深め、事故をなくす。</p> <p>(2) ア.年2回の避難訓練を計画的に実施する。年1回の防犯・交通安全講習を行う。 イ.備蓄食料3日分の確保をめざす。 ウ.在校時、登下校時等での連絡方法を年度末までに確立し、保護者に周知する。SNS等を使った連絡手段を確立する。</p>	
<p>3 ・児童生徒の人権を尊重した、安心安全な教育環境の充実</p>	<p>(3) いじめ・体罰等の撲滅と食の安全の確立</p> <p>(4) 個人情報の適正な管理</p> <p>(5) 時間外勤務削減に向けた教職員の働き方改革の推進</p>	<p>(3) ア.いじめに関しては、早期発見、早期解決をするため、組織的対応をする。体罰については、言葉かけ、指導方法にも留意する。 イ.アレルギー対応の徹底を図りアレルギー事案に対するヒューマンエラーを無くす。対象者には「食物アレルギー個別の取り組みプラン」「緊急時個別対応票」作成を行う。</p> <p>(4) ア.個人の責任の重さを意識し、ダブルチェックを確実に実施するとともに形骸化しないようにする。</p> <p>(5) ア.時間外在校時間の多い教職員に対して、労働安全委員会等を通じて注意喚起を促す。</p>	<p>(3) ア.いじめ防止基本方針のもと、学期に1回定期的にいじめ対策委員会を実施し早期発見、組織的対応に心がける。 イ.アレルギー対応委員会の月1回実施する。日々のチェックを確実に実施し、アレルギー事故0をめざす。</p> <p>(4) ア.職員朝礼、職員会議での注意喚起を行い、管理職がダブルチェック表を学期に1回定期的に点検を行う。</p> <p>(5) ア.ノー残業デー(毎週水曜日)を継続実施する。80時間越え前年度実績(2名)を超えない。</p>	
<p>4 ・特別支援教育のセンター的機能の充実</p>	<p>(1) 支援相談部が中心となり相談支援の実施</p>	<p>(1) ア.大阪市立の校園と大阪市教委との連携を行い、必要な支援を実施する。 イ.特別支援教育のセンター校として情報発信や支援を実施し、近隣校の特別支援教育の推進に貢献する。</p>	<p>(1) ア.大阪市立の校園からの依頼内容また支援内容について管理職及び支援相談部内で共通理解を行う。 イ.夏季休業中の地域支援講座を支援相談部中心に3講座実施する。</p>	